平成２２年（フ）第１２号
静岡県熱海市中央町９番７号
破産者　株式会社エクセル
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８２号
最後の住所大阪市天王寺区大道４丁目９番21号　すばる天王寺301
破産者　被相続人ワークスピィこと亡澤悟相続財産
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３１３号
新潟市東区新川町325番地32　コレクティブ・イン新川、前住所新潟県十日町市松之山大荒戸748番地４
破産者　松田　　保
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
福島県郡山市香久池１丁目13番17号　ヴァルビゾンハイツⅡ203号、申立時住所福島県白河市明戸145番地１　ガーデンコートＡ102
破産者　伊藤　　学
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
奈良県宇陀市室生区無山618番地の２
破産者　森下　裕次
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
奈良県御所市柏原1472番地の１
破産者　細堀　昌孝
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
奈良県大和高田市大字市場505番地の１、前住所奈良県香芝市五位堂５丁目150番地の２
破産者　佐々木　彰
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
奈良県橿原市中曽司町444番地の23
破産者　今村　光秀
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
奈良県五條市今井町1562番地、開始決定時の住所奈良県御所市大字三室575番地の１
破産者　北橋　広志
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目４番20号　エスリード高田市南302号、住民票上の住所奈良県大和高田市蔵之宮町15番19号
破産者　若杉　洋一
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目８番18号
破産者　藤原　　明
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第１８号
大分県佐伯市鶴岡町２丁目12番43号　ライフワン藤原107号、従前の住所大分県南海部郡蒲江町大字畑野浦2909番地
破産者　冨高　勇吉
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
大分県佐伯市弥生大字門田764番地１、従前の住所宮崎県延岡市中島町２丁目174番地10
破産者　大西　順一
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１２５０号
札幌市北区北23条西２丁目２番15―201号
破産者　石羽澤　一
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３９２号
札幌市北区新琴似３条７丁目６番８号
破産者　小熊　忠昭
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８８号
名古屋市南区本星崎町字大道383番地、開始決定時の住所名古屋市南区豊田２丁目６番14号　宝マンション道徳東1003号
破産者　松川　哲次
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４４号
愛知県半田市新池町２丁目205番地の22　サニーヒルズリヴ101号
破産者　鈴木　　肇
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６９号
名古屋市守山区松坂町24番地　シャルマン松坂101号、開始決定時の住所愛知県小牧市堀の内４丁目53番地１　マルベリー小牧山南1301号
破産者　エレクターこと　山本　久喜
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部